



発行所
岐阜県中小企業団体中央会

岐阜市数田南5丁目14番53号
岐阜県県民ふれあい会館8階

毎月20日発行 購読料年間1,500円(1部125円)

事務局直通電話

総務チーム 058-277-1100(代) 組織支援チーム 058-277-1101
労働支援チーム 058-277-1103 広報チーム 058-277-1103
情報チーム 058-277-1102 事務局FAX番号 058-273-3930
東濃支所 0572-25-0865 飛騨支所 0577-34-4300
東濃支所FAX番号 0572-23-7431 飛騨支所FAX番号 0577-36-4220



←改正組合法セミナー



東濃ヒノキ「新春初市」→

2009
2月号

主な記事

中央会の動き(改正組合法セミナーほか)	2	高度化事業活用事例紹介 NO.5	5
組合等の動き(東濃ヒノキの新春初市ほか)	2	支援事業・補助事業の募集について	6
1月の景況調査	3	事務局だより(セミナー案内ほか)	6~7
下請代金支払遅延等防止法クイズ	4		

時の課題

急激な資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者

を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは、賃金の一部が助成されます。

厚生労働省において、従来の雇用調整助成金制度が見直され、「中小企業緊急雇用安定助成金制度」が創設されました。(平成20年12月から当面の間の措置)

この助成金の支給を受ける「経済的理由」とは、景気の変動及び産業構造の変化並びに地域経済の衰退、競合する製品・サービス(輸入を含む)の出現、消費者物価、外貨為替その他の価格の変動等の経済事情の変化をさします。

また、「事業活動の縮小」とは、売上高又は生産量など事業活動を示す指標の最近3ヶ月間の月平均値がその直前3ヶ月又は前年度同期に比べ減少していること。前期決算等の経常利益が赤字であること(ただし、において、生産量が5%以上減少している場合は除く。)

支給を受けることのできる額は、

休業及び教育訓練の場合 休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の5分の4。ただし、1人1日当たり雇用保

険基本手当日額の最高額が限度となり、教育訓練を実施した場合は、訓練費として1人1日当たり、6,000円を加算される。

出向の場合 出向元事業主の負担額(出向元事業主の負担額が、出向前の通常賃金の2分の1を超えるときは2分の1が限度となる。)の5分の4。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高限度となる。

支給限度日数 休業及び教育訓練を実施する場合は、対象期間内(1年間)に実施した休業及び教育訓練が支給対象となり、出向を実施する場合は、対象期間内に開始した出向が支給対象となって、又は

の額の支給を受けることができます。ただし、休業及び教育訓練を実施する場合、一つの対象期間につき、対象被保険者×200日

分(平成21年2月6日より拡充)が限度となり、これを超える休業及び教育訓練については、支給の対象とはなりません。

支給の対象となる休業、教育訓練の実施について、事前に都道府県労働局又はハローワークに届け出る必要があります。また、平成20年12月1日以降に実施した休業、教育訓練、出向について、雇用調整助成金における事前届出を提出済みの場合は、中小企業緊急雇用安定助成金への変更が可能となる場合がありますので、提出先にお尋ねください。

本会では、中小企業事業主の皆様に円滑な実施のための情報提供を行い、支援していきます。

中小企業緊急雇用安定助成金制度の創設

IT経営気づき研修会を開催

中央会は、全国中央会及びIT経営応援隊と共催で、小規模企業の経営者等を対象に「IT経営気づき研修会 基礎編」を1月22日にソフトピアジャパンで開催した。

同事業は、IT経営の必要性を改めて確認してもらおうと企画したもので、ITコーディネータの小

柴光司氏から「これからIT経営を導入するには！」をテーマに約3時間IT経営のノウハウを学んだほか、個人演習やグループ討議などを行った。参加者からは「モデル事例などが分かりやすく大変勉強になった。自社でも出来ることから取り組んでいきたい。」と話すなど、IT経営に意欲的な参加者が多くみられた。

改正組合法セミナーを開催

中央会は、改正組合法セミナーを1月29日に岐阜市学園町の未来会館で開催し、組合関係者ら約80人が出席した。

第1部は本会指導員から「改正組合法に対応した組合定款」をテーマに、改正組合法に準拠した定款例を示し「法改正によって、総会招集手続きや総会議事録の規定など現行の組合定款で規定していること以上の対応が求められる事項もあるため、留意す

る必要がある。」と説明するなど、変更点を解りやすく解説した。

第2部では「改正組合法に対応した事業報告書、決算関係書類の作成」をテーマに、税理士の塚越正司氏から決算関係書類及び事業報告書の作成方法について説明した。塚越氏は「事業報告書は、法に準拠したものを最初に作れば翌年から内容を修正することで対応できる。将来は、組合の活動や役員の変遷等がわかる便利な書類となる。」とアドバイスした。

青年部向けに新春セミナーを開催

中央会は、組合青年部を対象に新春セミナーを1月23日に岐阜市湊町のホテルパークで開催し、若手経営者ら約70人が出席した。

鹿屋体育大学の児玉光雄教授から「厳しい時こそ自分を磨く！～イチロー思考で勝ち残る！～」をテーマに、成功者の考え方や心構え、行動パターンなどから、組織リーダーとしての資質を学んだ。児玉氏は経営者等のメンタル面と経営との関連性について説明したほか、「イチロー思考に学ぶ成功をつかむ5つの『力』とは、持続力 没頭力 執着力

直観力 創造力である。また、企業経営にとって重要なのは従業員のモチベーションを高めること。これを高めるには、経営者の人望が必要である。」と話すなど、部下とのコミュニケーション強化のためのノウハウやその重要性についてもアドバイスした。

また、青年中央会の主催で行われた新春懇親会には、本会の社会長も出席し、若手経営者らと業界の状況や課題などについて懇談した。



県プラ(工組)が創立40周年記念式典を開催

岐阜県プラスチック工業組合(大松利幸理事長)は、1月17日に創立40周年記念式典と記念パーティーなどを岐阜グランドホテルで開催した。

記念式典では、理事長式辞、来賓祝辞に続いて表彰式が行われ、知事表彰のほか県中小企業団体中央会長表彰などが44人に授与された。また、中央会の支援事業を活用して行われた記念講演会では、元気塾主宰の疋田文明氏を講師に迎え「元気な会社の元気な経営」をテーマに全国各地の会社事例が紹介さ

れた。疋田氏は「経営の現場は『知恵の宝庫』であり、元気な企業の経営事例を見ることは勉強になる。経営者自らが自己研鑽することが何より大事。」とアドバイスした。

その他、JAZZミニコンサートに続いて記念パーティーが行われ、組合員らが盛大に40周年の節目を祝った。



東濃ヒノキ白川市場で「初市」

東濃ヒノキ白川市場協同組合(板頭学理事長)は、「新春初市」を1月14日に開催し、地元産の東濃ヒノキを中心に杉やモミなど約800㎡が出品され、市場は大勢の関係者で賑わった。

開市に先立ち式典が行われ、板頭理事長は「昨年9月からセリから入札方式に変更し、順調に推移している。今年も東濃ヒノキの良さをアピールし、需要の拡大を図るとともに安定供給を続けていきたい。愛され親しまれる市場をモットーに役職員一丸となって頑張っていく。」とあいさつした。今年是世界同時不況による景気減退の影響もあって、様子見色

が強く、当用買い中心のスタートとなった。

建設足場事業協同組合

理事長 清水敏之

〒501-6304 羽島市舟橋町出須賀2丁目1番地

☎ 058 397-0233

FAX 058 397-0388

売上高DI値大幅に悪化

景況感DI値 マイナス89へ

1月景況調査

中央会が主要業種85組合(うち83組合による集計)を対象にまとめた『1月の特色』は次のとおり。

【1月の特色】組合から見た県内中小企業の特色は 売上高DI値大幅に悪化 景況感DI値 マイナス89へ となっている。

1月の景気動向を前年同月比景況感DI値で見ると、マイナス89となり、前月のマイナス87に対し、2ポイントの悪化となっている。

景況感DI値は、前月の数値を更新し、また、前年同月比による調査を始めた平成12年4月以来最も低い数値を更新するなど以降厳しい状況が続いている。

他の主要な調査項目については、売上高DI値マイナス80で、前月比12ポイントの悪化、販売価格DI値マイナス26で、前月比1ポイントの悪化、収益状況DI値マイナス83で、前月比3ポイント悪化となった。

業種別にみると、製造業では、販売価格DI値の悪化傾向が弱まったものの、その他の主要項目は依然悪化傾向が強い。非製造業では、主要項目全てのDI値が悪化傾向となっている。

コメントでは、業況の低迷要因として、受注量の大幅な減少、売上の大幅な悪化により収益状況の悪化や、景気の先行きに対する強い不安感を訴える声が多く出ており、中小企業の経営環境の悪化が懸念される。

県内中小企業主要業種の景気動向

(1月末調査)

表の見方

好転 +30 < DI < +10	やや好転 +10 < DI < +30	変わらず -10 < DI < +10	やや悪化 -30 < DI < -10	悪化 DI < -30	増加、上昇、好転、拡大
					減少、下降、悪化、縮小

	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
製造業DI値						

区分	業種	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
食料品	牛乳・乳製品						
	豆腐						
	食肉(国産)						
	菓子菓						
繊維・同製品	天然繊維						
	合成繊維						
木材・木製品	製材						
	集成材						
紙・紙加工品	家庭紙						
	特殊紙						
印刷	印刷						
化学	プラスチック						

区分	業種	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
窯業・土石	陶磁器(工業)						
	陶磁器(輸出)						
	タイル						
	窯業原料						
	石灰						
	生コンクリート						
鉄鋼・金属	砂利生産						
	砕石生産						
	鋳物						
一般機械	刃物等金属製品(輸出)						
	刃物等金属製品(内需)						
電気機器	メッキ						
	電機工業団地						
輸送用機器	可児工業団地						
	金型						
各種物産品	電気機械器具						
	輸送用機器						
各種物産品	各種物産品(観光)						
	各種物産品(ギフト)						

	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
非製造業DI値						

区分	業種	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感	
卸売業	医薬品卸							
	電設資材卸							
	陶磁器産地卸							
	機械・工具販売							
小売業	青果販売							
	水産物商業							
	家電機器販売							
	メガネ販売							
	中古自動車販売							
	石油製品販売							
	共同店舗(東濃)							
	共同店舗(飛騨)							
商店街	生花販売							
	岐阜市商店街							
	大垣市商店街							
	多治見市商店街							
	恵那市商店街							
	高山市商店街							
	サービス業	自動車車体整備						
		自動車タイヤ整備						
		長良川畔旅館						
		下呂温泉旅館						
高山旅館								
クリーニング								
広告美術								
情報サービス業								
映像制作業								
飲食業								
建設業	ビルメンテナンス							
	理容・美容業							
	土木(岐阜地区)							
	土木(飛騨地区)							
	土木・建築(羽島地区)							
業	建築設計							
	鉄構造物							
	電気工事							
	管設備工事							
	建築板金							
	木製建具							
運輸業	産直住宅(東白川地区)							
	貨物運送(県域)							
軽運送								

下 請 法 ク イ ズ

公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法 (以下「下請法」という。) を運用することにより、親事業者と下請事業者との間の取引の公正化を図ることに努めています。

さて、公正取引委員会が出題する恒例の下請法クイズ。あなたには分かりますか？

【問題 1】

下記の取引で、下請法の適用となる取引に該当する場合には、該当しない場合には×を付けてください。

(いずれの取引においても資本金区分を満たしているものとみなします。)

- ア 卸売業者が、プライベートブランドなど自社で規格・仕様を定めた商品の製造を製造業者に委託すること。
- イ 製造業者が、ソフトウェアの作成を業として行っていない場合に、自社で使用するソフトウェアの作成をソフトウェア制作会社に委託すること。
- ウ 製造業者が、自社の工場で使用している工具について、普段は自社で修理を行っているが、人手不足のため修理を行うことができない場合に、専門の業者に修理を委託すること。
- エ 貨物自動車運送業者が、荷主から請け負った運送業務を他の貨物自動車運送業者に委託すること。

【問題 2】

下請代金の支払について下請法上問題とならない行為には、問題となる行為には×を付けてください。

- ア 原材料の価格が高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から、従来の単価のままでは対応できないとして単価の引き上げを求められ、原材料価格の高騰に応じた単価を決定して発注したが、納品後の支払の際に、原材料価格が高騰前の水準に戻っていたので、親事業者は、下請代金から発注時点の単価と従来の単価との差額分を差し引いて支払った。
- イ 親事業者は、毎月末日納品締切、翌月20日支払の支払制度を採用しているところ、下請事業者からの請求書の提出が遅れたが、予定していた支払期日に支払を行った。
- ウ 親事業者は、下請事業者に対して現金振込で支払を行っているが、あらかじめ書面で合意の上、金融機関に支払う振込手数料の実費額を支払時に差し引いている。

【問題 3】

下請法に照らして問題とならないものには、問題となるものには×を付けてください。

- ア 親事業者が、事前にまとめて納品書を作成して下請事業者は無償で支給し、納品の際に当該納品書を使用して納入するよう下請事業者に対して求めている。
- イ 親事業者が、下請事業者に対して原材料の有償支給を行っている場合に、調達コストの関係上、3か月分の原材料を一度に支給し、下請事業者が使用していない原材料の対価も含めて一括で、支給した月の下請代金の支払と相殺している。

< 回答と解説 >

【問題 1】の回答

...ア、ウ、エ ×...イ

アの委託内容は、「製造委託」に該当します。

ウの委託内容は、「修理委託」に該当します。

エの委託内容は、「役務提供委託」に該当します。

従いまして、ア、ウ及びエについては、下請法の対象となる取引に該当することとなり、イについては、自社でソフトウェアの作成を業として行っておりませんので、下請法の対象となる取引に該当しません。

【問題 2】の回答

...イ、ウ ×...ア

「ア」の事例は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に決定した下請代金の額から、発注後に差し引いていることから、「下請代金の減額の禁止」(下請法第 4 条第 1 項第 3 号) に該当します。

「イ」の事例は、下請事業者からの請求のあるなしにかかわらず、受領後あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払う必要があります。仮に、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことによりあらかじめ定められた支払期日より後に下請代金を支払った場合は、「下請代金の支払遅延の禁止」(下請法第 4 条第 1 項第 2 号) に該当します。

「ウ」の事例は、発注前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められます。ただし、振込手数料等として金融機関に支払う実費額を超えた額を下請代金の額から差し引いた場合は「下請代金の減額の禁止」(下請法第 4 条第 1 項第 3 号) の規定に違反することになります。

【問題 3】の回答

...ア ×...イ

親事業者が、有償で支給した原材料の決済については、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、支給した原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者を支払わせたり下請代金から控除 (相殺) することは、「有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止」(下請法第 4 条第 2 項第 1 号) の規定に違反することになります。

下請法、下請取引に関する御意見・御相談については、下記までお寄せください。

公正取引委員会事務局中部事務所 下請課

電話 052-961-9424 (直通) FAX 052-971-5003

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

高度化事業活用事例紹介(5/6)

中小企業基盤整備機構の高度化融資制度の活用事例第5弾として、平成20年度にリニューアル事業を活用した組合をご紹介します。商業系の2事例は昭和40年代に集団化した卸売業の組合ですが、人数要件の緩和に基づき、1社の設備の劣化、経済環境の変化などの対応に、上手にリニューアル事業を活用されました。

過去に高度化資金の貸付けを受けられた組合等の事業再活性化に当事業をお勧めします。

◎リニューアル事業とは

< 1社でもリニューアル事業の活用がOK >

過去に高度資金の貸付けを受けた組合等が、施設の老朽化の解消、経営環境の変化への対応等のために施設の新設、増改築等(リニューアル)を行なう場合に利用できます。

◎リニューアル事例

■設備の老朽化等リニューアルを活用(事例1)

組合の特色

当組合は、昭和42年、流通機構構造改革の一環として、店舗の狭隘化や交通規制への対応等へ苦慮していた市内の157社の卸商社が参加し、郊外に団地を造成して問屋の集団化を図り、全国に先駆けた卸商業団地を完成した。現在の組合員数は124社。

リニューアル事業の概要

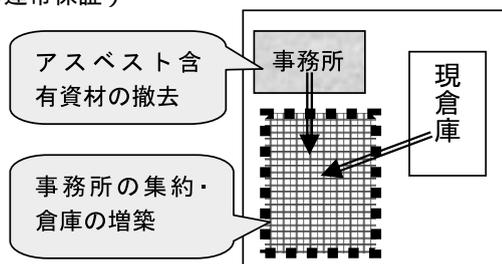
当組合の組合員である株式会社Aは、建物の老朽化への対応、併せて、建物の一部のアスベスト含有建築資材撤去の必要性を考慮し、建物のリニューアルを行うこととした。また、当社所在地は市町村合併により人口30万人以上となったことから、事業所税の非課税効果も勘案している。

1社による集積区域整備事業

総事業費：約2億円

高度化融資額：約1.6億円

組合員貸し(実施組合員の代表者及び第三者1名以上の連帯保証)



■経営環境の対応にリニューアルを活用(事例2)

組合の特色

当組合は、市内中心部に立地していた異業種の卸問屋が交通規制の強化と店舗の狭隘化、かつ拡張性がないなどの諸問題を解決するために、広域商業診断に沿った中心商店街の再開発、及び、卸機能の高度化を図るべく、昭和42~49年に当初47社で郊外への移転、集団化を実施したもの。現在の組合員数は72社。

リニューアル事業の概要

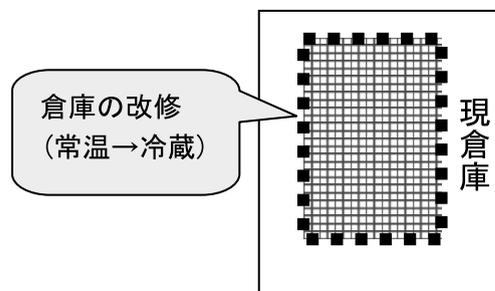
当組合の組合員である株式会社Bは、食の安全に対する意識の高まりから、今後は国産農作物の需要が増加するものと判断。安心・安全な地場農作物の安定供給、併せて、効率化を図るため、既存の常温倉庫を冷蔵倉庫へ改修。制度の改正により1社でも対応可能となったことから、高度化事業制度の利用に至ったもの。

1社による集積区域整備事業

総事業費：0.4億円

高度化融資額：0.3億円

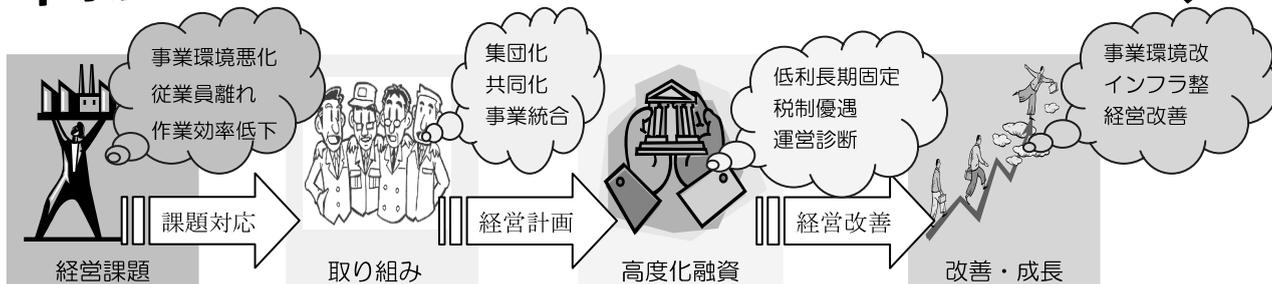
組合員貸し(実施組合員の役員複数名の連帯保証)



【お問い合わせ先】

(独)中小企業基盤整備機構 地域経済振興部
 地域振興企画課 電話 03-5470-1528(直通)
 〒105-8453 港区虎ノ門3-5-1
<http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/>

高度化の活用で事業の改善が図れます



中央会の支援事業を利用しませんか？

我々の組合では・・・などと考えず、どんな事でも結構です。まずは、ご相談下さい！
☎058-277-1101

岐阜県中央会では、組合等が抱える諸課題、人材育成等の課題解決に向けて支援を行う「平成21年度組合等支援事業」の実施希望組合等を募集しています。

各事業の実施を希望される場合は、本会のHPに掲載の「実施希望申込書」に必要事項を記入し、各事業の応募締切日までに郵送又はFAXにより、本会宛てお申し込みいただきますよう宜しくお願いします。

岐阜県中央会の支援事業

組合等が抱える諸課題、人材育成等のため、専門家又は中央会指導員による助言を行い、課題解決に向けての支援を行います。また、組合青年部や女性部の取り組みについてもご利用いただけます。同事業は組合等の希望する事業を中央会が実施します。

今年度はこんな内容で活用されました！

- ・業界に関連する講師を呼んで研修会を行いたい.....
- ・人材育成や後継者育成などに関する勉強会がしたい.....
- ・組合員の情報化を進めたい.....

助成金の上限：300千円以内（450千円までの事業実施が可能です。）

負担金の上限を超える勉強会等を計画される場合は要相談

事業費のうち、組合等の負担は3分の1となります。残りの3分の2（1事業あたり300千円以内）は、中央会が負担します。

第一次募集期限：**平成21年3月2日(月)**

平成21年度の本会の予算の範囲内で随時募集します。

希望に応えられる予算と体制を整えています！

全国中央会の補助事業

組合等の中小企業連携組織に対する下記の補助事業について、その実施組合等の募集を**平成21年3月2日(月)**まで（全国中央会必着）行っております。同事業は、組合等に補助金を交付します。

補助事業の概要

- (1) 中小企業組合等活路開拓事業 **将来に向けてのビジョンを構築したい時などはこれ**
中小企業が組合等を中心に、共同して新たな活路を見出すために実施する将来ビジョンの策定、そのビジョンの成果を具体的に事業化・実用化しようとする事業に対し支援を行います。補助対象経費総額の10分の6以内であって、**12,118千円を限度**とします。
- (2) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業 **組合と組合員をネットワーク化したい時はこれ**
組合等を基盤とした情報ネットワークシステムの構築、組合員向け業務用アプリケーションシステムに関する調査研究、開発及びこれらシステムの普及のための事業に対し支援を行います。補助対象経費総額の10分の6以内であって、**12,118千円を限度**とします。
- (3) 組合等Web構築支援事業 **ホームページを作りたい又はリニューアルしたい時はこれ**
Webサイトを構築し、組合情報、組合員企業情報等を広く発信し、業界の活性化及び個別企業の新たなビジネスチャンスの創出を図る事業に対し支援を行います。補助金額が補助対象経費総額の10分の6以内であって、**600千円を限度**とします。
- その他、自主研修事業等もございます。詳しくは岐阜県中央会までお問い合わせ下さい。なお、補助対象組合の選考については、全国中央会で書類選考を行い、4月上旬頃に決定する予定です。

岐阜県中央会支援事業・全国中央会補助事業のお問い合わせ先

岐阜県中小企業団体中央会・組織支援チーム 058-277-1101

事務局だより

開催間近！モノづくりセミナーのご案内

中央会は、第1回「ものづくり日本大賞」内閣総理大臣賞を受賞し、NHK「プロフェッショナル仕事の流儀」に出演された(株)片山商店の片山象三社長を講師に招き、「モノづくりセミナー」を開催します。同社は世界初の多品種小ロット織物生産システムを開発するなど、革新的なものづくりで織物産地の復

活に挑戦する地場企業です。これまでの取り組みや今後の活動など、中小企業経営者としての目線から見たものづくり企業について講演いただきます。

お問い合わせは、広報チームまで。

【日時】2月26日(木)13:30~15:30

【場所】県民ふれあい会館 14階 レセプションルーム

下請法トップセミナーのご案内

全国中央会では、企業の経営者層(トップマネジメント)の皆様へ「下請代金支払遅延等防止法」の内容について一層のご理解をいただくとともに、企

業内コンプライアンスの意識を徹底していただくため、説明会を開催します。

【日時・場所】シティホテル美濃加茂 = 3月2日(月) / ウェルサンピア岐阜 = 3月3日(火)

両会場とも14時から16時で行います。

事務局代表者懇談会・交流会のご案内

中央会は、組合活動充実のための「国への要望」や「中央会事業」について話し合うため、県下3会場で事務局代表者懇談会を開催します。

皆様から寄せられたご意見・ご要望は、中小企業団体全国大会への要望事項や今後の本会事業に反映していきたいと考えて

地区	開催日時	開催場所
飛騨	2月27日(金) 15時～(会議) 16時30分～(交流会)	高山市民文化会館
岐阜	3月6日(金) 15時～(会議) 17時～(交流会)	グランヴェール岐阜
東濃	3月11日(水) 15時～(会議) 17時～(交流会)	セラトピア土岐

おります。

また、懇談会終了後には交流会(参加料が必要)も開催します。詳しくは、組織支援チームまでお問い合わせ下さい。

森永卓郎氏が講演!

変化の時代の企業経営を学ぶ

中央会及び青年中央会では、テレビ等で活躍されている森永卓郎氏(経済アナリスト)を講師に迎え、「変化の時代の企業経営～地域の中小企業が生き残

るために!～」をテーマに講習会を開催します。

中小企業経営者の方々が今一番聞きたいお話が聞けるとお思いますので、ご参加下さい。お問い合わせは、組織支援チームまで。

【日時】3月12日(木) 18:30～20:00

【場所】セラトピア土岐 3階 大会議室

経営戦略セミナーのご案内

中央会及び中央会レディースクラブでは、中小企業に優秀な人材を確保するためのワーク・ライフ・バランスを考えるセミナーを開催します。

(株)ベネッセコーポレーションの岡田晴菜執行役員

から、「よく生きる ための働き方を考える」をテーマに講演いただくほか、岐阜労働局雇用均等室の渡辺桂子室長から助成制度等の説明を行います。

お問い合わせは、情報チームまで。

【日時】3月19日(木) 13:30～15:30

【場所】グランヴェール岐阜

中小企業組合関係税制研修会のご案内

中央会は、平成21年度の中小企業と組合に係る税制改正の概要を説明する研修会を開催します。組合は会社と違い税制上の優遇措置が受けられる場合がありますが、うまく活用されていないケースも見受けられるため、是非ご出席いただければと思

ます。

お問い合わせは、組織支援チームまで。

セラトピア土岐 = 3月24日(火) 高山市民文化

会館 = 3月25日(水) 県民ふれあい会館 = 3月26日(木)

いずれの会場も13:30～15:30で開催します。

融資保証金詐欺にご注意下さい!

「融資保証金詐欺」が発生しています。手口はダイレクトメールやFAXなどを利用して実際は融資をしないのに融資をするように思わせ、融資を申し込んだ人から保証金などの名目で現金を振り込ませるというものです。また、中小企業倒産防止共済制度

と関係があると誤信させるようなFAXが中小企業者に送付され、入会金の名目で銀行口座に振り込ませるといった案件も報告されています。

詳しくは、県警ホームページ(<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/POLICE/>)をご覧ください。



3月中

12日 青年部講習会(13時30分～/セラトピア土岐)

19日 経営戦略セミナー(13時30分～/グランヴェール岐阜)

下請法トップセミナー = 2日(シティホテル美濃加茂)・3日(ウェルサンピア岐阜)

事務局代表者懇談会 = 6日(グランヴェール岐阜)・11日(セラトピア土岐) / 15時～

税制問題研修会 = 24日(セラトピア土岐)・25日(高山市民文化会館)・26日(県民ふれあい会館) / 13時30分～

1月21日～31日

28日 ぎふ少子化対策県民連絡会議(県議会棟)

30日 ものづくり岐阜テクノフェア2009実行委員会(都ホテル)

2月1日～20日

3日 岐阜県緊急雇用対策連絡会議(県議会棟)

4日 ぎふ仕事と生活の調和推進会議(県勤労福祉センター)

12日 ものづくり岐阜テクノフェア2009幹事会



(テクノプラザ)

13日 岐阜地方最低賃金審議会運営小委員会(岐阜合同庁舎)

16日 岐阜県高等学校就職問題検討会議(岐阜労働局)

岐阜県経営四団体と連合岐阜との意見交換会(ふれあい会館)

20日 都道府県中央会事務局代表者会議(全国中央会)